

魚津市告示第55号

副業型地域活性化起業人の報酬及び旅費の額について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）第2条及び第5条の規程に基づき、副業型地域活性化起業人に支給する報酬及び旅費の額を定めたので、次のとおり告示する。

令和7年3月21日

魚津市長　　村椿　晃

- 1 副業型地域活性化起業人に支給する報酬の額は、月額83,300円とする。
- 2 副業型地域活性化起業人に支給する旅費の額は、魚津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年魚津市条例第22号）別表中一般職の職員の例を準用する。